

文化財保護委員会の役割

文化財保護条例第5条に基づき、和光市の文化財の調査、保存、活用について審議し、建議する。

<最近の主な諮問に対する答申>

- ・ 指定文化財の指定に関する諮問に対して答申
：「午王山遺跡」の市指定文化財指定（平成24年度）
- ・ 和光市指定文化財管理（修理・復旧）費補助金交付要綱について答申（平成24年度）

<現審議中の案件>

- ・ 「午王山遺跡発掘調査出土の弥生時代遺物の文化財指定について」の途中経過報告

<参考：和光市文化財保護条例>

第5条 市の区域内に存在する文化財の調査、保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し重要事項を審議し、かつ、これらの事項について必要と認めるものを建議するため、和光市文化財保護委員会(以下「文化財保護委員会」という。)を置く。

2 文化財保護委員会の会議その他必要な事項は、別に教育委員会規則でこれを定める。

文化財保護担当の役割

<和光市教育委員会事務局組織規則に基づく職務>

文化財保護担当

- (1) 文化財の調査及び保護に関すること。
- (2) 市指定文化財に関すること。
- (3) 文化財関係団体に関すること。
- (4) 文化財保護委員会に関すること。
- (5) 史料の収集及び整理に関すること。

